

平成 2 3 年度 統計法施行状況報告

(統計データの有効活用の推進関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定①」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定②」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成〇年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>第3 4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</p>	各府省	平成 21 年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。</p> <p>○ 総務省(政策統括官室)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。</p> <p>○ 平成 23 年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は3調査であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は2調査であった。具体的には次のとおり。</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設(静態)調査、患者調査(厚生労働省) ・経済産業省企業活動基本調査(経済産業省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力調査(総務省) ・国民生活基礎調査(厚生労働省) <p>≪参考:22 年度までに実施済のもの≫</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管) ・企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査(内閣府) ・国勢調査、労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査(総務省) ・年次別法人企業統計調査(財務省) ・学校基本調査(文部科学省) ・賃金構造基本統計調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査(特別調査)(厚生労働省) ・農林業センサス、漁業センサス、海面漁業生産統計調査(農林水産省) ・建築着工統計調査(国土交通省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省) <p>○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。</p> <p>○ オーダーメイド集計に関しては下記の 13 調査、匿名データの提供に関しては下記の5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査(内閣府) ・国勢調査、労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査(総務省) ・学校基本調査(文部科学省) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・建築着工統計調査(国土交通省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、労働力調査(総務省) <p>○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催した(関係府省はオブザーバー参加)。同研究会においてはオーダーメイド集計及び匿名データの提供制度の見直しに加え、調査票情報のオンサイト利用等政府としての調査票情報の提供の在り方を含め検討し、オンサイト利用を可能とする環境の整備を図ることとした。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。 	総務省	平成 25 年度までに結論を得る。
イ 調査票情報等の保管方法	<p>○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。</p>	総務省	平成 22 年度までに実施する。
	<p>○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。</p>	各府省	平成 23 年度か実施する。
	<p>○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。</p>	総務省	平成 23 年度までに実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、統計データ・アーカイブについても、検討すべき事項、スケジュール等について検討を行った。</p> <p>○ 統計データ・アーカイブの整備に関する国内外の政府統計機関等による取組事例を調査した。当該調査により明らかとなった実施主体や収集するデータの範囲、コスト等の課題について、今後、上記研究会等において検討を進める。</p>	検討中	平成25年度までに検討し、結論を得る予定	
<p>○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成 22 年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成 23 年3月 28 日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成 23 年 10 月1日から施行した。</p>	実施済	—	
<p>○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応しているところ。【財務省】</p> <p>○ 文部科学省においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)の策定を踏まえ、平成 23 年 10 月に、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを策定し、適切に対応している。【文部科学省】</p> <p>○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理されている。【厚生労働省】</p> <p>○ 調査票情報等については、調査要領に従い適正な管理を行っているところ。総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定の作成に向け検討中。【農林水産省】</p> <p>○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】</p> <p>○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務省では統計センターの中期目標において、「国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データ・アーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。」と定めており、この中期目標に従って、統計センターでは、平成 21 年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データ・アーカイブの運営を行っている。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p>	<p>○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。 	各府省	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。</p> <p>○ 共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</p> <p>○ 当庁で行っている統計の一部を共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っていると同時に、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</p> <p>○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は約 48 万 5000 件を登録(平成 24 年3月末現在)(対前年度比約 11%増)。</p> <p>○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成 23 年度中の統計表へのアクセス数は約 5,100 万件。</p> <p>○ 平成 22 年度最適化実施評価報告書を CIO 連絡会議で決定(平成 23 年9月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】</p> <p>○ 法人企業統計調査等ネットワークシステム(FABNET)について、平成 23 年度から政府統計共同利用システムとの連携を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン調査システムについて、FABNET との並行運用を開始(並行運用は 23 年度末まで)。 ・ 統計情報データベースへのデータ移行作業を平成 23 年度中に実施した。【財務省】 <p>○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】</p> <p>○ 平成 21 年6月末をもって「厚生労働省統計表データベース」に蓄積されていた統計表データを「政府統計共同利用システム」の「統計表管理システム」に移行し、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。</p> <p>平成 23 年度は5月～6月及び 12 月～1月にフォローアップ調査を実施した。</p> <p>また、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」を作成し、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】</p> <p>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを毎年度着実に実施。【農林水産省】</p> <p>○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業を進めた。また、基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を進めた。【経済産業省】</p> <p>○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っているところ。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (1) 統計ニーズの 継続的な把握・活 用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
(3) 統計に対する 国民の理解の促 進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成 23 年 12 月、平成 24 年 2 月に実施。平成 23 年 12 月は地域経済の分析・地域活性化のための統計利用について、平成 24 年 2 月は経済のグローバル化が進展する中で日本経済の中長期展望に必要な統計整備について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</p>	継続実施	—	
<p>○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成 21 年 10 月から開始し、平成 23 年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」(注)を平成 21 年度に 4 回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討。</p> <p>○ 上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成 22 年 3 月 30 日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。</p> <p>(注) 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」は、①調査非協力者に対する具体的な対処方策の検討、②HP等において、調査結果の有用性や調査非協力に伴う不都合等の情報とともに、より分かりやすく使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策の策定等について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容を Excel 形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。</p> <p>○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】</p> <p>○ 統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。</p> <p>○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、統計局等ホームページにおいて、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサス-活動調査のキャンペーンサイトを開設し、調査概要等の周知を行うとともに、経済センサス総合ガイドには、経済センサス-基礎調査と連携し、内容例示や分類表が確認できるよう改善を行った。 ・ 平成 23 年社会生活基本調査のページを開設し、調査の概要、Q&A を掲載するとともに、インターネット広告と連動した「都道府県トリビア」も掲載した。 ・ 上記サイトへの誘導手段とし、統計局ホームページのトップ画面に各サイトへの入り口を設置した。 <p>○ 統計局等ホームページトップ画面について、平成 24 年1月から3月にかけて、統計局等からのメッセージを伝える広報手段としての活用を重視し、トップ画面の各ナビゲーションの枠組み（調査実施のPR枠、結果利用のPR枠）を明確化、また、統計の注目情報やデータを中央ナビゲーション上部へ配置する見直しを行った。【以上総務省（統計局）】</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】</p> <p>○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、府省共通メニューに基づき改善を図っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 平成 22 年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】</p> <p>○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供するとの観点から、東日本大震災関連の統計情報を新たに作成した専用ページに集約し、統計トップページのバナーから直接専用ページにアクセスすることを可能とした。</p> <p>○ 統計の新着情報を配信する RSS を統計トップページに設置し、利用者の利便性向上を図った。【以上経済産業省】</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】</p> <p>〔他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。〕</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成21年度から実施する。
イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成21年度に結論を得る。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成 21 年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。今後、適宜、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、各府省における取組状況・推進状況についてフォローアップを実施する予定。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 平成 24 年経済センサス-活動調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。</p> <p>○ 平成 23 年社会生活基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。【以上総務省(統計局)】</p>	継続実施	—	
<p>○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針(平成 22 年3月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)」を策定。</p> <p>上記行動指針を実現するため、平成 23 年度中に同ワーキンググループにおいて、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査等における法令違反の抑制等及び告発の考え方について、各府省と意見交換等を行い、今後の取りまとめに活かすこととした。 ・ 政府統計の統一ロゴタイプを策定し、その使用基準について、平成 24 年1月の各府省統計主管部局長等会議において申合せを行い、平成 24 年度から同ロゴタイプの使用を開始することとした。 	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	統計調査等における法令違反の抑制等及び告発の考え方については、平成 24 年6月を目途に取りまとめ予定	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 非協力者への 対処方針	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力的な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】</p> <p>○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。</p> <p>【内閣府】</p> <p>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 ・ 平成 24 年経済センサス-活動調査を正確かつ円滑に実施するため、日本経済団体連合会、日本商工会議所等を始めとする約 5,600 団体に対し調査の重要性を説明するとともに、協力依頼を行った。 ・ 平成 23 年社会生活基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。 ・ 平成 23 年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオ CM 等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。【総務省(統計局)】 <p>○ 犯罪被害実態(暗数)調査の実施に当たり重要性が理解されるよう法務省ホームページで周知している。【法務省】</p> <p>○ 法人企業統計調査において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、統計調査への理解が深められるよう努めている。【財務省】</p> <p>○ 「社会教育調査」の実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等についての周知を図るため、パンフレットを配布した。【文部科学省】</p> <p>○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】</p> <p>○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】</p> <p>○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成 23 年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約 4,000 事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約 1,000 事業所から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。【経済産業省】</p> <p>○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】</p> <p>〔他府省では平成 23 年度における特段の取組実績はない。〕</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	<p>○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。 	総務省	平成23年度から実施する。
	<p>○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。</p>	総務省	平成23年度までに結論を得る。
	<p>○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。</p>	各府省	平成24年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成 23 年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。</p> <p>○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例(実践講習)を実施するなど、研修内容を充実。 【以上総務省(政策統括官)】</p> <p>○ 平成 23 年度の統計研修所のリーフレット等には、研修の対象者に「教員を含む。」の文言を新たに記載。【総務省(統計研修所)】</p>	継続実施	—	
<p>○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、教育関係者の現場の意見も踏まえながら、より効果的なホームページの活用方策を検討。</p>	検討中	平成 24 年度末までに、具体のホームページの活用方策、併せて、更なる統計教育の拡充方策を検討する予定	
<p>○ 新学習指導要領の改訂に併せて、高校生向けサイト「How to 統計」の改修を検討し、各コンテンツ案を作成(平成 24 年度末までに改修予定)。小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについてはリニューアル済みであり、データ等の内容を随時更新している。</p> <p>○ 小学生を対象とした統計グラフ教室の開催等の統計教育に関する都道府県の取組状況を総務省統計局ホームページに掲載している広報紙「統計調査ニュース」において、紹介した。また、平成 24 年度全国都道府県・政令指定都市統計主管課長会議において、統計教育に関する都道府県の取組状況を他の都道府県・政令市に紹介した(平成 24 年4月)。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 既に掲載している工業統計を用いたキッズページに加え、平成 23 年度は小学生に身近な小売業を中心として、商業統計を用いたキッズページを作成し、内容の拡充を図った。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

Ⅲ 調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第 32 条では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 729 件となっており、平成 22 年度の 646 件から 83 件増加している（主な内訳は、文部科学省の 41 件増及び厚生労働省の 46 件増である。）（表 19 参照）。

表 19 法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための 調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	5	5	0
総務省	61	55	6
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	6	6	0
文部科学省	143	136	7
厚生労働省	235	224	11
農林水産省	115	105	10
経済産業省	131	88	43
国土交通省	33	30	3
環境省	0	－	－
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	729	649	80
(参考) 平成 22 年度中の実績	646	580	66

注) 平成 23 年度中に利用を開始したものの数であり、22 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することが

できると規定されている。

後者の場合について、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 2,647 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 148 件となっている（表 20 参照）。

表 20 法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	調査に係る 名簿の作成 を行う場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	527	406	121	40	6	34	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	11	10	1	3	0	3	0
文部科学省	167	163	4	5	0	5	0
厚生労働省	1,217	1,193	24	91	6	82	3
農林水産省	18	16	2	7	6	1	0
経済産業省	628	550	78	1	0	1	0
国土交通省	79	79	0	1	0	1	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,647	2,417	230	148	18	127	3
(参考) 平成 22 年度中の実績	2,975	2,903	72	133	5	123	5

注) 平成 23 年度中に利用を開始したものの数であり、22 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条の規定に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができることとされている。

一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に応えるためには、事前に、それぞれの行政機関等が受託体制を整備することが必要であることや個々の調査票情報に関する仕様等の文書を一般に提示可能となるよう整備することが必要である。このため、これらに対応しつつ、順次オーダーメイド集計の対象とする統計調査の拡大を図っている。

平成23年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計の対象として提示した統計調査は23調査（119年次分）となっている（平成22年度は、20調査（87年次分）。資料24参照）。

なお、これらのうち、13統計調査については、法第37条の規定に基づき政令で定める受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計の提供を実施している。

また、平成23年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は10件となっており、これらの申出は全て、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表21参照）。

表21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成23年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド集計の申出 件数	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合
内閣府	0	－	－	－
総務省	9	9	9	0
財務省	0	－	－	－
文部科学省	0	－	－	－
厚生労働省	1	1	1	0
農林水産省	0	－	－	－
経済産業省	0	－	－	－
国土交通省	0	－	－	－
日本銀行	0	0	－	－
合計	10	10	10	0
(参考) 平成22年度中の実績	12	12	12	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されている。

また、法第 36 条の規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」と規定されている。

匿名データの作成等の対象とする統計調査については、予算、利用者ニーズ、匿名化技術の進展等を勘案しながら順次拡大を図っており、平成 23 年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行うとした統計調査は 6 調査（34 年次分）となっている（平成 22 年度は、4 調査（13 年次分）。表 22、資料 25 参照）。

なお、これらのうち、5 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条の規定に基づき政令で定められる受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 23 年度末現在）

統計調査 所管府省名	対象とする統計調査の名称
総務省	全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年、18 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年） 労働力調査（平成元年 1 月～平成 19 年 12 月）
厚生労働省	国民生活基礎調査（平成 16 年）

また、平成 23 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 33 件となっており、これらの申出は、全て学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23 参照）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	31	31	28	3	0
厚生労働省	2	2	2	0	0
合計	33	33	30	3	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	38	38	36	2	0

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第 39 条第 1 項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

平成 23 年度においては、平成 22 年度末に改正された「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」が施行となり、国の行政機関のうち、所管する統計調査がある 12 府省等全てにおいて、同ガイドラインに基づいた調査票情報等を適正に管理するための管理体制が構築されている。

また、10 府省等において同ガイドラインに基づいた詳細な管理台帳が整備されている（表 24 参照）。

表 24 調査票情報等の適正管理のための措置状況（国の行政機関）

（平成 23 年度末現在）

統計調査 所管府省等名	管理体制の措置状況	
	管理体制の構築状況	管理台帳の整備状況
内閣府	○	○
総務省	○	○
法務省	○	○
財務省	○	○
文部科学省	○	○
厚生労働省	○	○
農林水産省	○	○
経済産業省	○	○
国土交通省	○	△
環境省	○	○
防衛省	○	△
人事院	○	○
合計	12	10

注)「○」は「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に定める方法により調査票情報等の管理のための措置を講じているものを示し、「△」は同ガイドラインに定める方法以外の方法により措置を講じているものを示す。

政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等（日本銀行）における同ガイドラインに基づく調査票情報等の適正管理のための措置状況は表 25 のとおりとなっている。

表 25 調査票情報等の適正管理のための措置状況（地方公共団体等）

（平成 23 年度末現在）

	管理体制の措置状況			
	管理体制の構築状況		管理台帳の整備状況	
	○	△	○	△
都道府県（計 47）	28	19	18	29
指定都市（計 19）	10	9	5	14
日本銀行	1	0	1	0

注)「○」は「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に定める方法により調査票情報等の管理のための措置を講じているものを示し、「△」は同ガイドラインに定める方法以外の方法により措置を講じているものを示す。

IV 統計委員会

法第 5 章の規定、統計委員会令（平成 19 年政令第 300 号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成 23 年度末時点で 7 部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成 23 年度中に、統計委員会は 11 回開催され、部会は合計で 23 回開催されている（表 26 参照）。

統計委員会においては、平成 23 年度当初時点で、平成 21 年度から審議継続中となっていた諮問案件が 1 件、平成 22 年度から審議継続中となっていた諮問案件が 3 件あったが、それぞれ平成 23 年度中に答申が行われた。

また、平成 23 年度中に、新たに諮問が行われたが、平成 23 年度末時点で審議継続中となっているものは 1 件となっている（表 27 参照）。

なお、必要に応じて随時、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

V その他

1 統計情報の提供（e-Stat の取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料 40 参照）。

e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第 8 条及び第 23 条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

e-Stat には、平成 23 年度中に約 5,122 万件のアクセスがあった（表 28 参照）。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 23 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	898,047
総務省	14,160,425
法務省	989,998
外務省	14,279
財務省	14,666,464
文部科学省	2,327,187
厚生労働省	7,250,752
農林水産省	9,302,605
経済産業省	662,910
国土交通省	865,451
環境省	56,725
防衛省	216
人事院	22,526
合計	51,217,585
(参考)平成 22 年度実績	78,254,489

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 「政府統計の統一ロゴタイプ」の策定について

個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民が統計調査に安心して回答できる環境の整備が必要となっている。また、基本計画においても、統計に対する国民の理解の促進を図るため、具体的な方策を検討することとされた。

これらを踏まえ、総務省では、関係府省と協力の下、国民が安心して統計調査に回答できる環境の整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を平成 23 年 10 月 18 日の「統計の日」を契機に、総務大臣決定した（資料 42 参照）。

「政府統計の統一ロゴタイプ」は国の統計調査であること及び秘密の保護に万全を期していることを証明するマークであり、「政府統計の統一ロゴタイプの使用基準」（平成 24 年 1 月 13 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、平成 24 年 4 月から順次、国の統計調査の調査票などに使用される。

「政府統計の統一ロゴタイプ」は、総務大臣が商標権を取得しており、ロゴを用いたかたり調査を行うなど、不正な使用を行った者には、統計法及び商標法（昭和 34 年法律第 127 号）の規定により、懲役若しくは罰金又はその両方が科される。



コンセプト

- 日本列島と日章旗をイメージ（国の統計調査であることを認識しやすい。）
- 棒グラフをイメージ（「統計」であることを認識しやすい。）

3 罰則等

平成 23 年度内に統計法違反として罰則の適用があった事案はなかった。ただし、統計法との関連で問題があると見られる事案として関係府省等から公表されているものは、資料 43 に掲げるとおり 4 件あった。

資料23 法第33条に基づく調査票情報の提供(平成23年度)

区分	33条第1号			33条第2号			
		統計の作成等	名簿		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
総務省	527	406	121	40	6	34	0
国勢調査(※)	139	138	1	2	1	1	0
住宅・土地統計(※)	27	27	0	4	2	2	0
労働力調査(※)	55	55	0	1	0	1	0
小売物価統計(※)	29	29	0	0	0	0	0
家計調査(※)	11	11	0	4	0	4	0
科学技術研究調査(※)	6	5	1	0	0	0	0
就業構造基本調査(※)	5	5	0	5	1	4	0
全国消費実態調査(※)	7	7	0	12	1	11	0
全国物価統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
社会生活基本調査(※)	0	0	0	7	1	6	0
経済センサス-基礎調査(事業所・企業統計)(※)	241	122	119	2	0	2	0
サービス業基本調査	2	2	0	0	0	0	0
サービス産業動向調査	2	2	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	2	2	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支調査	0	0	0	1	0	1	0
貯蓄動向調査	0	0	0	2	0	2	0
財務省	11	10	1	3	0	3	0
法人企業統計(※)	11	10	1	3	0	3	0
文部科学省	167	163	4	5	0	5	0
学校基本調査(※)	153	152	1	0	0	0	0
学校保健統計(※)	2	1	1	2	0	2	0
社会教育調査(※)	3	2	1	0	0	0	0
学校教員統計(※)	5	5	0	0	0	0	0
全国イノベーション調査	0	0	0	3	0	3	0
体育・スポーツ施設現況調査	1	0	1	0	0	0	0
体力・運動能力調査	2	2	0	0	0	0	0
地方教育費調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,217	1,193	24	91	6	82	3
人口動態調査(※)	755	753	2	29	6	23	0
毎月勤労統計(全国調査・地方調査)(※)	3	3	0	1	0	1	0
薬事工業生産動態統計(※)	36	36	0	0	0	0	0
医療施設調査(※)	52	52	0	5	0	4	1
患者調査(※)	7	7	0	6	0	6	0
賃金構造基本統計(※)	39	39	0	4	0	4	0
国民生活基礎調査(※)	43	23	20	12	0	11	1
21世紀出生児縦断調査	1	1	0	2	0	2	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	54	54	0	2	0	2	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0
医療給付実態調査	2	2	0	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	20	20	0	4	0	3	1
介護給付費実態調査	0	0	0	1	0	1	0
国民健康・栄養調査	49	49	0	4	0	4	0
雇用均等基本調査	0	0	0	2	0	2	0
雇用動向調査	1	1	0	1	0	1	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	5	0	5	0
社会福祉施設等調査	37	37	0	0	0	0	0
社会保障実態調査	0	0	0	3	0	3	0
社会保障生計調査	0	0	0	1	0	1	0
受療行動調査	0	0	0	2	0	2	0
循環器疾患基礎調査	0	0	0	2	0	2	0
全国家庭動向調査	0	0	0	1	0	1	0
地域保健・健康増進事業報告	19	19	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	2	0	2	0
派遣労働者実態調査	1	1	0	0	0	0	0
病院報告	49	49	0	0	0	0	0
福祉行政報告例	1	1	0	0	0	0	0

区分	33条第1号			33条第2号			
		統計の作成等	名簿		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
平成12年介護サービス世帯調査	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	47	45	2	0	0	0	0
労働争議統計	1	1	0	0	0	0	0
農林水産省	18	16	2	7	6	1	0
農林業センサス(※)	0	0	0	6	5	1	0
漁業センサス(※)	0	0	0	1	1	0	0
牛乳乳製品統計(※)	10	10	0	0	0	0	0
作物統計(※)	3	3	0	0	0	0	0
木材統計(※)	1	0	1	0	0	0	0
農業経営統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計	3	2	1	0	0	0	0
経済産業省	628	550	78	1	0	1	0
工業統計(※)	460	401	59	0	0	0	0
経済産業省生産動態統計(※)	13	10	3	0	0	0	0
商業統計(※)	31	19	12	0	0	0	0
商業動態統計(※)	23	23	0	0	0	0	0
ガス事業生産動態統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	5	4	1	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費動態統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	25	25	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計	1	1	0	0	0	0	0
知的財産活動調査	1	1	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	1	1	0	1	0	1	0
特定サービス産業動態統計	6	3	3	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計	1	1	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	6	6	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	53	53	0	0	0	0	0
国土交通省	79	79	0	1	0	1	0
港湾調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
建築着工統計(※)	4	4	0	0	0	0	0
建設工事受注動態統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
法人土地統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
空家実態調査	2	2	0	0	0	0	0
住生活総合調査(住宅需要実態調査)	13	13	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	3	3	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	3	3	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	6	6	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	2	2	0	1	0	1	0
東京都市圏パーソントリップ調査	13	13	0	0	0	0	0
中京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0	0	0	0	0
京阪神都市圏パーソントリップ調査	8	8	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	17	17	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	1	1	0	0	0	0	0
合計	2,647	2,417	230	148	18	127	3
(参考) 内訳(提供先)							
国	193	152	41	4	1	3	0
地方公共団体	2,344	2,169	175	2	1	1	0
大学	39	38	1	119	10	107	2
独法等その他	71	58	13	23	6	16	1

注)区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計は、基幹統計であることを示す。

資料24 オーダーメイド集計の対象統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成23年度		平成22年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府			3	16	3	12
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期以降の各調査期	1	7	1	6
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成22年度	1	5	1	3
	消費動向調査	平成19年度～平成22年度	1	4	1	3
総務省			8	52	8	36
	国勢調査	平成2年、7年、12年、17年	1	4	1	4
	労働力調査	平成元年1月～平成22年12月(月次調査)	1	22	1	20
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成22年12月(月次調査)	1	9	1	2
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年	1	4	1	2
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年	1	4	1	2
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	4	1	1
	家計調査	平成17年1月～平成20年12月(月次調査)	1	4	1	4
全国消費実態調査	平成16年	1	1	1	1	
財務省			2	35	2	33
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4～6月期以降の各調査期	1	7	1	6
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度以降の各調査年度	1	28	1	27
文部科学省			1	3	1	2
	学校基本調査	平成20年度～22年度	1	3	1	2
厚生労働省			5	9	3	4
	賃金構造基本統計調査	平成18年～20年	1	3	1	2
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年、20年	1	2	1	1
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年、22年	1	2	1	1
	医療施設(静態)調査	平成20年	1	1	0	0
	患者調査	平成20年	1	1	0	0
農林水産省			3	6	3	5
	農林業センサス	平成17年、22年	1	2	1	1
	漁業センサス	平成15年、20年	1	2	1	2
	海面漁業生産統計調査	平成19～20年	1	2	1	2
経済産業省			1	3	0	0
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～22年度調査(19年度実績～21年度実績)	1	3	0	0
国土交通省			1	2	1	1
	建築着工統計調査	平成21年4月～平成23年3月(月次調査)	1	2	1	1
計			23	119	20	87

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(参考) 日本銀行			1	7	1	6
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降の各調査期	1	7	1	6

資料25 匿名データの対象統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成23年度		平成22年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省			5	33	4	13
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	4	1	3
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3
	労働力調査	平成元年1月～平成19年12月 (月次調査)	1	19	0	0
厚生労働省			1	1	0	0
	国民生活基礎調査	平成16年	1	1	0	0
計			6	34	4	13

資料36 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）

（平成23年度実績）

事項名	オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
担当府省名	各府省等、総務省政策統括官（統計基準担当）部局
平成22年度審議結果報告書の留意事項	<p>1 二次的利用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 匿名データに関しては、提供を開始あるいは準備している統計調査はまだ少ないことから、各府省は、比較的匿名データの作成が容易と考えられる世帯・個人を対象とした統計調査を中心とするなど、利用者のニーズを踏まえつつ、対象となる統計調査の拡大を図る必要がある。 ○ 海外の研究者からの相談への対応やデータの保管・管理等における秘密保護措置の確認等、検討すべき課題も多いことから、二次的利用の利用目的の範囲についての検討と併せ、これらの課題の解決方法も検討することが望まれる。 <p>2 二次的利用及び調査票情報の利用に係る課題の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）における「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会 報告書」（平成23年3月）の中で、政府統計データの活用を推進する方策の検討が指摘され、また、「国民の声」規制・制度改革集中受付においても政府統計情報の二次活用の促進が提案されている。さらに、日本学術会議においても、大規模研究計画の一つとして社会科学統合データベース・ソリューション網の検討が進められていることなどから、これらの動きにも十分留意しつつ、研究会での検討を進めること。 ○ 研究会の検討スケジュールが、平成24年3月に1次報告書、平成25年3月に2次報告書、その後にアーカイブ等の残された課題の検討となっていることから、検討結果が今後の基本計画の見直しに反映できるように配慮すること。
平成23年度の取組実績	<p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 オーダーメイド集計については、住宅・土地統計調査等の対象年次の拡大を行うとともに、家計調査については「品目分類」の、全国消費実態調査については「品目編」、「購入先編」等の集計区分の拡充を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 労働力調査（基礎調査票）の匿名データについては、統計委員会の「諮問第37号の答申 労働力調査に係る匿名データの作成について」（平成23年8月29日付け 府統委第101号）に基づき、平成元年から19年までの月次データの提供を開始。 社会生活基本調査の匿名データについては、「諮問第13号の答申」（平成21年3月9日付け 府統委第22号）に基づき、18年調査の提供を開始。 また、国勢調査の匿名データの作成についての検討を開始。</p> <p>【厚生労働省】</p>

(1) オーダーメイド集計

- ①新規2調査の追加（医療施設（静態）調査、患者調査）
- ②既に実施の3調査で年次拡大（人口動態調査（出生票、死亡票）、毎月勤労統計調査（特別調査票）、賃金構造基本統計調査（個人票））
- ③上記①②いずれも集計可能なクロス表の次元数を拡大（毎月勤労統計調査（特別調査票）については平成24年4月1日より拡大）

(2) 匿名データ

平成16年国民生活基礎調査の提供開始

【農林水産省】

(1) オーダーメイド集計

年度計画を定め21年度から取組を開始し、23年度は農林業センサス、漁業センサス及び海面漁業生産統計調査については対応可能。

(2) 匿名データ

匿名データの提供については、総務省の行う「統計ニーズに係るアンケート」結果や他省庁が世帯系の調査で先行していることを考慮し、2010年農林業センサスについて、23年度から他省庁の先行事例を参考に所要の検討（匿名化の手法等）を開始。

【経済産業省】

(1) オーダーメイド集計

平成23年5月より「平成21年経済産業省企業活動基本調査（20年度実績）」について申請の受付を開始。同年11月には、対象年次に平成20年（19年度実績）、22年（21年度実績）を追加した。

(2) 匿名データ

事業所や企業を対象とした当省所管の統計調査について、試行的に作成した匿名データを用いて、匿名性・有用性の確保などの観点から、カテゴリー化による匿名化処理の高度化などの技術的な検証を行い、試行匿名データに基づく集計と公表統計表とを比較検証した。その結果、匿名化を施した調査項目以外の調査項目を2変数以上組み合わせた場合の試行匿名データの集計結果は、特定のセルにデータが集中してしまうなど、公表統計表の値と大きく異なることが判明し、分析用データとして有効であるとは考えられないとの結論が得られた。

【日本銀行】

全国企業短期経済観測調査（短観）のオーダーメイド集計の募集を実施（受付期間：平成23年4月1日から5月11日。提供対象時期：平成16年3月調査以降の各調査期）。

【総務省政策統括官（統計基準担当）部局】

- オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供等、統計データの二次的利用の推進に関しては、有識者からなる「統計データの二次的利用促進に係る研究会」を開催して検討を行い、統計データの二次的利用の促進に向けて、二次的利用の対象となる統計調査の拡大

	<p>等の一定の結論を得た。</p> <p>また、上記の議論等に活用するため、シンクタンク等の民間企業から統計データの二次的利用に関する意見を聴取するとともに、国内外の政府統計機関等による取組事例についての情報収集を実施した。</p> <p>○ 平成22年度末に改正した「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の施行に当たっての所要の調整・支援を行った。</p>
平成24年度以降の対処方針	<p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 オーダーメイド集計については、経年に伴う年次追加を行うとともに、全国消費実態調査については遡及の拡大を検討する。また、昭和分の提供についても検討。</p> <p>(2) 匿名データ 匿名データについては、国勢調査（平成12、17年）の匿名データ（世帯単位、地域単位）を平成25年の早期に提供する。 また、「諮問第13号の答申」（平成21年3月9日付け府統委第22号）及び「諮問第37号の答申」（平成23年8月29日付け府統委第101号）における各「今後の課題」については、引き続き検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 利用者の要望等を踏まえながら、実施調査の提供年次拡大を進めていく。</p> <p>(2) 匿名データ 平成16年国民生活基礎調査における匿名データ作成時の諮問答申において「今後の課題」とされた事項について検討を進めるとともに、利用者の要望等を踏まえながら、提供年次拡大に向けた取組を行う。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 24年度中に木材統計調査、25年度中に農業経営統計調査について対応を予定。</p> <p>(2) 匿名データ 匿名データの提供については、2010年農林業センサスにおいて25年度までに匿名化の可能性を検証。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 引き続き対象年次等のデータ提供範囲の拡大に努める。</p> <p>(2) 匿名データ作成・提供 事業所や企業を対象とした調査は、データの匿名化が難しいことに加え、平成23年度の実施取組において、試行的に作成した匿名データによる分析結果の有効性には問題があるとの結論に至ったことから、平成24年度以降の匿名データの作成・提供については、「実施</p>

しない」こととする。

【日本銀行】

平成24年度についても、短観のオーダーメイド集計の募集を実施する予定。

【総務省政策統括官（統計基準担当）部局】

引き続き、国民等の統計データの二次的利用に関する意見等の把握に努めるとともに、統計データの二次的利用促進に向けての取組を推進する。

資料 40 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

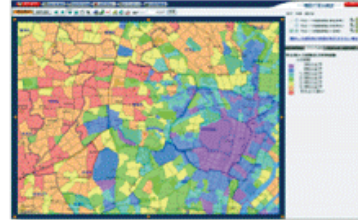
知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見たり、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。



「思いつく言葉(キーワード)」から、
見たい統計データがすぐわかる!



「統計GIS」を使うと、地域のすがた
がよくわかる!



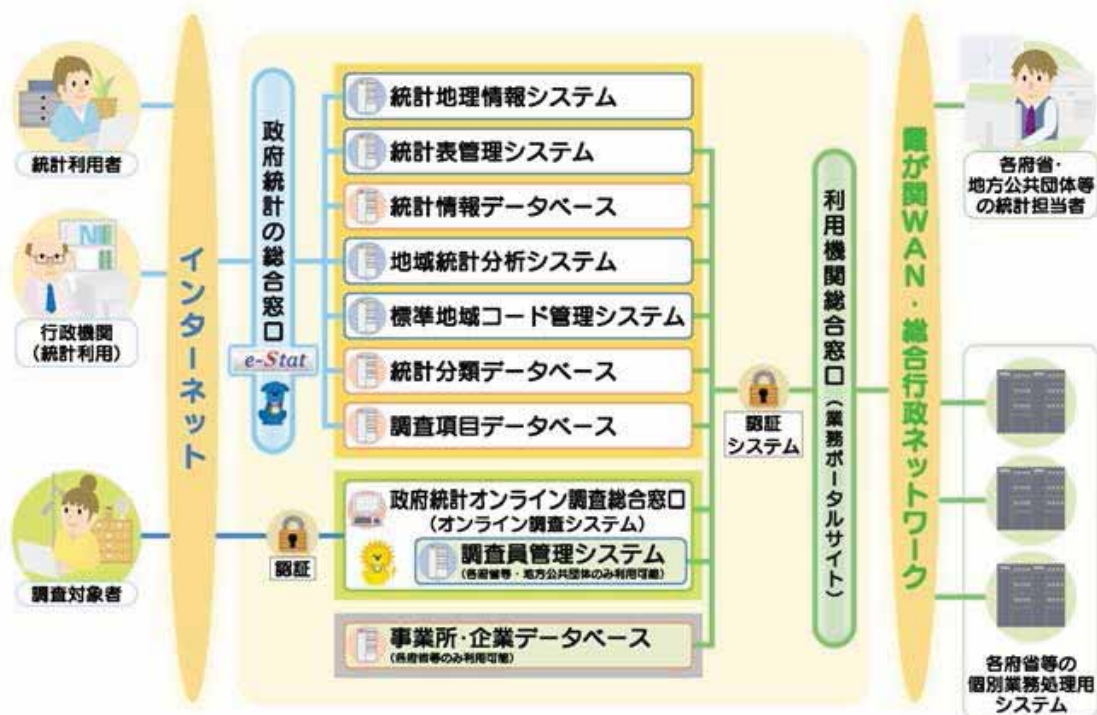
※政府統計の総合窓口（e-Stat）は、平成 25 年 1 月にリニューアルが予定されています。

資料 41 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。

政府統計共同利用システムの概要



※政府統計共同利用システムの運用管理は、独立行政法人統計センターが行っています。

※政府統計の総合窓口 (e-Stat) は、平成25年1月にリニューアルが予定されています。

1 「政府統計の統一ロゴタイプ」策定の経緯

個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民の皆様が統計調査に安心して回答できる環境の整備が必要となっています。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、統計に対する国民の理解の促進を図るため、具体的な方策を検討することとされています。

これらを踏まえ、総務省では、関係府省と協力の下、国民の皆様が安心して統計調査に回答できる環境の整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を決定しました。



作成者

神奈川県 緒方 勇人(おがた はやと)さん

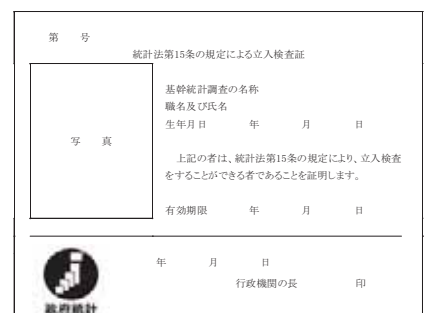
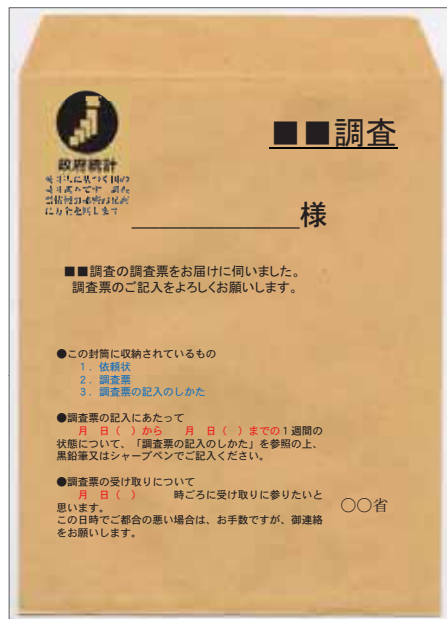
コンセプト

- ・日本列島と日掌旗をイメージ(国の統計調査であることを認識しやすい。)
- ・棒グラフをイメージ(「統計」であることを認識しやすい。)

2 「政府統計の統一ロゴタイプ」のポイント

- ①平成23年10月18日の「統計の日」を契機に、約1,100点の応募作品の中から、**総務大臣が決定(商標登録により保護)**
- ②**国の統計調査であること、秘密の保護に万全を期していることを証明するマーク**
- ③平成24年4月1日から順次、**国の統計調査の調査票などで使用開始**

3 「政府統計の統一ロゴタイプ」の使用イメージ



資料 43 統計法との関連で問題があると見られる事案について

1 平成 22 年国勢調査に係る事案

国勢調査については総務省から都道府県・市町村への法定受託事務として実施されており、各市町村において世帯から国勢調査員又は郵送によって回収した調査票を審査し、都道府県を通じて総務省に提出することとなっている。

平成 22 年国勢調査に関し、当時、市制施行を目指していた愛知県東浦町から提出された一部の調査票等において、世帯の常住実態が定かでないものが相当数確認され、総務省による現地調査等の結果、人口速報集計（23 年 2 月公表）から人口等基本集計（同 10 月公表）までの間に、調査期日における常住実態がないと判断された世帯員を集計から除外する事態となった。

総務省では本件に関して東浦町に実態解明への取組を求めてきたところ、同町から報告があり、調査票の審査に当たった担当職員 3 名が国の定める事務処理要領を逸脱して行政資料から世帯員を追記した上、調査票等に事実に基づかない内容を記入していたことが判明した。

2 労働力調査に係る事案

労働力調査については、総務省から都道府県への法定受託事務として実施されており、各都道府県の指導の下、都道府県知事が任命した調査員が毎月、世帯を訪問して、調査票の配布・回収を行っている。

総務省が岩手県に対し、調査員の設置状況等の確認を行ったところ、岩手県の労働力調査の担当職員が、平成 22 年 12 月分、平成 23 年 1 月分及び 2 月分の岩手県における調査の一部について、必要な調査員の任命を行わず、当該職員が自ら架空の調査票を作成して総務省に提出していたことが判明した。

3 家計調査に係る事案

家計調査については、総務省から都道府県への法定受託事務として実施されており、各都道府県の指導の下、都道府県知事が任命した調査員が世帯を訪問して、調査票（家計簿等）の配布・回収を行っている。愛知県の統計調査員が、平成 23 年 12 月分から 24 年 3 月分までの調査について、担当している世帯[※]に調査依頼をせず、自ら架空の調査票を作成し、提出していたことが愛知県の審査により判明した。

※ 平成 23 年 12 月分から 24 年 2 月分までは 7 世帯、24 年 3 月分は 13 世帯

4 経済産業省生産動態統計調査に係る事案

統計調査員が調査対象である一事業所について、途中から調査協力が得られなくなり、データが途絶えるよりは何らかの方法でデータを提供することが、国・京都府のためになるとの強い思いから独自に算出した推計値を京都府に報告していた。当該行為が平成 17 年 5 月から平成 23 年 2 月まで行われていたことが、平成 23 年 2 月に経済産業省からの依頼を受けて京都府の実施した事業所向けのアンケート調査で判明した。